

後期高齢者医療制度



平成 30 年度の保険料額が決定しました。平成 30 年度分の保険料額と 7 月期以降の期ごとの納付額は、7 月中旬に被保険者（加入者）の皆さんにお届けする保険料額決定通知書で確認できます。

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に報じて負担する「所得割額」の合計になります。

年間保険料 (最高限度額 62 万円)	=	被保険者均等割額 56,085 円	+	所得割額 $\left(\begin{array}{l} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} - \begin{array}{l} 33 \text{万円} \\ \text{(基礎控除額)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 10.83\% \end{array}$
-------------------------------	---	-----------------------------	---	--

● 保険料の軽減等

■ 均等割額の軽減

世帯の所得に応じて均等割額（年額 56,085 円）が軽減されます。

【軽減になる人の基準】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
33 万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、ほかに所得がない人	9 割	5,608 円
33 万円(基礎控除額)以下の人	8.5 割	8,412 円
33 万円(基礎控除額) + 27.5 万円 × 被保険者数以下の人	5 割	28,042 円
33 万円(基礎控除額) + 50 万円 × 被保険者数以下の人	2 割	44,868 円

■ 保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、均等割額は 5 割軽減され、所得割額はかかりません。ただし、均等割の軽減割合(左表)の 9 割軽減、8.5 割軽減に該当する人は、9 割軽減、8.5 割軽減が優先されます。

● 8月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

現在の保険証（水色）の有効期限は、平成 30 年 7 月 31 日までとなっています。8 月から使用する新しい保険証（うす緑色）は、7 月中旬より「簡易書留」で郵送します。簡易書留は郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受取りの際に受領印が必要となります。不在等が続き郵便局での保管期間が過ぎた場合は、保険証は鞍手町役場に返送されますので、本人確認ができるものを持参のうえ保険健康課窓口でお受け取りください。窓口でお受け取りの前に、保険健康課へ電話にて返送状況等をご確認ください。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証は 8月更新となります

現在、使用している後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は 7 月 31 日までとなっています。減額認定証をすでに持っている人で平成 30 年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8 月 1 日からの新しい減額認定証を 7 月中旬よりお届けします。減額認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続き*が必要となります。

※交付申請に必要なもの…印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

● 制度改正について

高額療養費制度の見直しに伴い、下表のとおり平成 30 年 8 月から負担割合 3 割の負担区分が現役並み I・II・III の 3 つに細分化されます。負担区分が現役並み I・II に該当する人は、新たに限度額適用認定証の交付を受けることができます。限度額適用認定証は入院等で窓口負担額が高額になる際、医療機関へ提示することで自己負担を限度額で抑えることができます。交付については役場保険健康課での申請手続きが必要となります。

平成 30 年 7 月まで

自己負担割合	負担区分	要件
3 割	現役並み所得者	同一世帯の被保険者のどなたかの市町村民税課税所得が 145 万円以上の人



平成 30 年 8 月から

自己負担割合	負担区分	要件
3 割	現役並み III	課税所得が 690 万円以上の被保険者がいる
	現役並み II	課税所得が 380 万円以上の被保険者がいる
	現役並み I	課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる

● 問い合わせ 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111 (内線 202・205)

私立幼稚園就園奨励費補助金について

鞍手町では、幼児教育の普及・充実及び保護者の経済的負担軽減のため、子どもを幼稚園に就園させている保護者に、町民税額に応じて保育料等の一部を補助する「就園奨励費補助金」を交付しています。

● 次のすべての要件を満たす世帯が対象です

- ① 園児が私立幼稚園（町外の幼稚園を含み、子ども子育て支援制度へ移行した幼稚園を除く）に在園していること
- ② 園児が満3歳児以上で小学校就学前であること
- ③ 園児が鞍手町に居住し、住民登録をしていること

● 補助金額

● 申請の際は次の書類を幼稚園に提出してください

- ① 保育料等減免措置に関する調書
- ② 添付書類 ※詳しくは、申請書と一緒に配布する「お知らせ」をご覧ください

● 問い合わせ 鞍手町教育委員会（教育課学校教育係）
☎ 0949-42-7202

区分	補助限度額等 (年額)		生計同一の 兄弟がいない園児 (第1子)	区分1～3で生計同一の兄弟が1人以上いる園児、区分4・5で小学3年生までの兄弟が1人以上いる園児	
			補助限度額	園児順位	補助限度額
1 生活保護世帯			308,000円	第2子以降	308,000円
2 町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等(※1)		308,000円	第2子以降	308,000円
	上記以外の世帯		272,000円		
3 町民税所得割課税世帯 (所得割額：77,100円以下)	ひとり親世帯等(※1)		272,000円	第2子以降	308,000円
	上記以外の世帯		187,200円	第2子	247,000円
4 町民税所得割課税世帯 (所得割額：211,200円以下)			62,200円	第3子以降	308,000円
				第2子	185,000円
5 上記区分以外の世帯			-	第3子以降	308,000円
				第2子	154,000円

※1：母子世帯、父子世帯、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉のいずれかの手帳の交付を受けた人、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者のいずれかに該当する世帯。

子ども子育て支援制度へ移行した幼稚園や認定こども園の利用者負担額は…

子ども子育て支援制度へ移行した幼稚園や認定こども園に就園している子どもの保護者は、上記の私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けず、町民税額に応じて低減された鞍手町が定める利用者負担額を幼稚園や認定こども園へ支払います。

なお、保育園等を利用した場合の利用者負担額は、平成29年度から変更ありません。詳しくはお問い合わせください。

● 幼稚園等（教育認定）利用者負担額

区分	利用者負担額	
1 生活保護世帯	0円	
2 当該年度(※2)の町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等(※1)	0円
	上記以外の世帯	2,700円
3 当該年度(※2)の町民税所得割課税世帯 (所得割額：77,100円以下)	ひとり親世帯等(※1)	2,700円
	上記以外の世帯	9,000円
4 当該年度(※2)の町民税所得割課税世帯 (所得割額：211,200円以下)	18,400円	
5 上記区分以外の世帯	23,100円	

※2：4月から8月は前年度、9月から翌年3月までは当該年度。

*第3子は無料です。

*鞍手幼稚園は、子ども子育て支援制度へ移行していません（私立幼稚園就園奨励費補助金の対象になります）。

● 問い合わせ 鞍手町役場福祉人権課児童人権係 ☎ 0949-42-2111（内線241）